

山縣市ふれあいバザール施設他貸付事業募集仕様書

1. 物件の概要

(1) 施設

山縣市ふれあいバザール（生産物直売食材供給施設及び農産物処理加工施設）

(2) 所在地

山縣市船越416番地13

(3) 使用方法

施設使用許可（土地面積：1722.15㎡（建物、駐車場）

内、生産物直売食材供給施設：145.0㎡・農産物処理加工施設：45.5㎡）

2. 事業内容

飲食業の営業、農産物販売・加工

3. 営業日・時間等

営業日、営業時間、その他の年間休日については事業提案書をもとに、市と協議の上決定する。

4. 募集における前提条件

生産物直売食材供給施設及び農産物処理加工施設において一括募集による同一事業者での貸付とする。

5. 使用許可期間

期間は令和8年10月1日から令和13年3月31日の4年半とする。

6. 貸付料

提案金額（消費税込）

※最低貸付金額：月額40,700円（税込） 年額488,400円（税込）

※市が発行する納入通知書により、その指定する期日までに納入すること

※上記のほか次に定める経費を負担する必要があります。

ア 電気代、水道代、ガス代、電話代、NHK受信料、ケーブルテレビ利用料、備品、消耗品等事業に必要な経費。

イ その他本物件の維持管理、修繕等に係る経費

7. 使用条件

①食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、すべて事業者の責任において行うこと。

②事業者は、食品衛生法及び関係法令等を遵守し、厨房・飲食スペースにおける衛生管理に十分注意を払い、食品衛生上の問題等が発生した場合は、直ちに市に報告のうえ、すべて事業者の責任と負担において対処すること。

③施設利用者からの苦情や事故等が発生した場合は、事業者が対応した上で、重要なものについては速やかに市に報告すること。

④事業者は、店舗の改修工事、大規模修繕など原形を変更する行為を行うときは、事前に

市の承認を得て、費用は全て事業者の負担において行うことを原則とする。

- ⑤事業者は、毎年度終了後、速やかに前年度の収支実績を含む事業報告書を作成し、市に提出するとともに、市によるヒアリング等を受けなければならない。また、ヒアリング等により顕在化した運営等に関する意見・助言に対しては、事業者は事業運営に反映させるよう努めなければならない。

なお、この定期報告以外にも、市が収支等の報告を求めた場合には、事業者はその求めに応じなければならない。

- ⑥事業者は、貸付施設で騒音・異臭等が発生するなど、一般市民や近隣環境に危害等があると市が判断した場合は、事業者に対して是正対処を指示することができる。
- ⑦緊急時の連絡体制及び連絡先を市に報告すること。
- ⑧本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市と事業者により協議し、決定する。

8. 使用上の制限

- (1) 事業者は、貸付施設を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。
- (2) 事業者は、貸付施設に関する権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は営業を委託し、もしくは名義貸し等を行うことはできない。
- (3) 大規模災害時や営業時間外に市で一時的に使用する場合がある。

9. 土地建物使用貸借契約の取消又は変更

市は、次のいずれかに該当するときは、土地建物使用貸借契約の取消又は変更することができる。この場合において、事業者にいかなる損失が生じても、市は補償しない。

- (1) 公用又もしくは公共用に供する必要が生じたとき
- (2) 公共工事の対象となったとき
- (3) 事業者が使用料の未納等この仕様書及び関係条例及び規則の各条項に違反したとき
- (4) 参加資格の詐称その他不正な手段により事業者として選定されたとき
- (5) 休業状態が1か月間継続しているとき
- (6) 食品衛生法に規定された許可の取り消し又は営業の禁止若しくは停止を受けたとき

10. 原状回復

事業者は、貸付期間が満了となるときは期間内までに、又、貸借契約が取り消されたときは市が指定する期日までに、貸付施設を自己の負担で原状に回復しなければならないものとする。

ただし、市が承認したときは、この限りではない。

なお、事業者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを事業者に請求することができる。この場合において、事業者は、何ら異議を申し立てることができない。

11. 損害賠償

事業者が貸付施設の使用にあたり、市又は第三者に損害を与えたときは、すべて事業者の責任でその損害を賠償しなければならないものとする。また、事業者がその責めに帰する理由により、貸付使用施設の全部又は一部を滅失し又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額を市に支払わなければならない。ただし、事業者が自己の費用で貸付施設を原状に回復した場合は、この限りではない。

12. その他

仕様書の内容、その他貸借契約の使用等について疑義が生じたときは、市と事業者が誠意をもって協議し、解決するものとする。